

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

(様式5)

最終更新日：令和3年2月24日

(公社) 日本ウエイトリフティング協会 スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。 <http://www.j-w-a.or.jp/> 定款・諸規程 総会資料

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	(1)現在、2021年度から開始する中長期計画を作業中である。 (2)2021年12月までに策定し、理事会の承認を得て公表する予定である。 (3)中長期計画策定プロジェクトチームを立ち上げ検討中である。原案がまとまり次第各委員会、常務理事会、理事会等に諮り意見を募って行く予定である。	中長期基本計画（検討中）
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	(1)上記した中長期計画を策定する過程で、人材の育成に関する計画を検討する。 (2)2021年12月までに策定し公表する予定である。 (3)中長期計画策定プロジェクトチームを立ち上げ検討中である。原案がまとまり次第各委員会、常務理事会、理事会等に諮り意見を募って行く予定である。	人材の採用及び育成に関する計画（検討中）
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	(1)諸規程に則り、事業年度毎に事業計画、収支予算書、財政確立の見込み等について常務理事会及び理事会で審議・承認を行なっている。 (2)財務の健全性を確保した事業計画を内閣府・JOC・JSPOに提出しているとともに、協会HP(総会資料)で公表している。 (3)事業計画の策定に関しては、事務局と関連する各委員会からヒアリングを行ない事業推進並びに予算に反映させ、常務理事会及び理事会で承認している。	定款・事務局規程・会計処理規程・特定費用準備資金取扱規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合(25%以上)及び女性理事の目標割合(40%以上)を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	(1)現在の外部理事の数は総数23名に対して3名で13.0%である。2021年の3月までに「役員の選任に関する規程」を制定して外部理事の割合を明記する予定である。外部理事の増加策としては、学識経験理事枠を増やし、下記に該当しない適任者を推薦できる方策を検討する。 ガバナンスコードに準拠し外部理事の定義は、最初の就任時点で次の各号に該当しない者をいう。 ① 過去4年間に本協会の役職員であった者、加盟団体の役職者であった者、本協会役職員の4親等以内の親族である者 ② オリンピック大会・世界選手権大会(シニア・ジュニア)・アジア大会・アジア選手権大会の代表選手であった者又は強化指定選手であった者 ③ 高校・大学・社会人大会の団体又は個人で、全国大会で6位以内に入賞した実績を有する監督・コーチ及び前項に記載した国際大会代表選手団の監督・コーチ ただし、上記した各事項に該当する者でも、法務、医務及び会計等の専門的知識を評価され「役員候補者選考委員会」で推薦された選任された場合は、外部理事とみなす。 (2) 女性理事は、現状は3名で13.0%である。2021年の3月までに「役員の選任に関する規程」を制定し女性理事の割合を明記する予定である。今後の方策としては、女性の審判員や指導者を各専門委員会に登用し、漸次理事候補者を育成していく。 ただし、女性理事の数的充足は、会員が微少に付き短期での達成は不可能と思われるので2020年代後期までの達成目標とする。	役員を選出に関する規程(新規予定)
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	本協会は、評議員制度を採用していないのでこの項は該当しない。	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	(1) 2019年にアスリート委員会を制定したが同年度は準備等で開催していない。2020年度は開催している。 (2) 理事、元五輪選手(男女)、現役男女選手等を選任し、広く意見を聴取できる構成となっている。 (3) 委員会規程の目的に、「アスリートの意見を取りまとめ、本協会の意志決定に反映させる」ことが掲げられている。 (3)-2 理事を委員に選任し、委員会の意見をダイレクトに理事会に反映させることができるようにしている。	アスリート委員会規程
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	(1) 現在の理事会の構成は、全国の加盟団体を統轄する団体として、ブロックや団体それに学識経験理事などを設け総数23名で運営している。協会内に14の専門委員会があり事業の運営はこの委員会が主体となっており、その委員長や副委員長は理事が務めていることから、理事会からの要請や理事会への意見の答申など円滑な組織運営には必要な規模と考えている。ただし、2021年の3月までに理事数が適正か議論を重ねて結論を得る。	
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	(1) 「役員の新陳代謝に関する規則」に選任時においてその年齢が70歳未満でなければならないとしている。	役員の新陳代謝に関する規則 (改定予定)

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
9	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること	(1)現在の理事在籍年数は上限を設けていないが、今後は理事の在籍期間を原則連続10年を超えない規定を2021年3月までに検討する。 なお、理事の在任期間が10年に達する場合であっても、以下のア)又はイ)のいずれかに該当すると認められる場合、当該理事が10年を超えて在任(1期又は2期)することが考えられる。(ガバナンスコードによる) ア) 当該理事がIFの役職者である場合 イ) 当該理事の実績等に鑑み、特に重要な国際競技大会に向けた競技力向上を始めとする中長期基本計画等に定める目標を実現する上で、当該理事が新たに又は継続して代表理事又は業務執行理事を務めることが不可欠である特別な事情があるとの評価に基づき、理事として選任された場合 「役員に関する規程」に前述しているガバナンスコードの例外措置を適用させ、(ア)、(イ)の項目に該当する人材を確保できる事項を設けることを検討する。	役員に関する規程(新規制定予定)
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	(1)「役員候補者選考委員会」を制定しており、学識経験者、正会員等を委員に選任して理事会からの独立した組織に編成している。	役員候補者選考委員会規定
11	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	(1)定款、競技者規程をはじめ各種規程等を整備している。	定款・競技者規程・服務規程・倫理委員会規程・コンプライアンス委員会規程施行細則・加盟団体規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
12	〔原則3〕 組織運営等に必要ない規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	(1)定款、理事会規程をはじめ各種規程等を整備している。	定款・理事会規程・事務局規程・登録者規程・会員の資格の得喪に関する規則・会員等の位置づけ及び会費に関する規則・「入会・退会に関する規程」・公認審判員認定規程・表彰規程
13	〔原則3〕 組織運営等に必要ない規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	(1)理事会規程をはじめ各種規程等を整備している。	理事会規程・理事の職務等に関する規程・会計処理規・事務局規程・短時間労働者の雇用に関する要綱・個人情報保護規
14	〔原則3〕 組織運営等に必要ない規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	(1) 役員等報酬規程をはじめ各種規程等を整備している。	役員等報酬規程・職員旅費規程・役員旅費規程・競技会開催に係わる旅費規程・競技会開催に係わる謝金基準・強化事業に係わる旅費規程・強化事業に係わる謝金基準
15	〔原則3〕 組織運営等に必要ない規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	(1) 定款第38条から第42条に財産に関する事項を規定している。他に関連する規程を整備している。	定款・会計処理規程・特定費用準備金取扱規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
16	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	(1) 会員登録者や賛助会員等から会費の徴収が可能な規程等を整備している。又、免税募金の制度を設けている。	登録者規程・器具公認認定規則・器具公認認定細則・肖像権に関する規程・会員の位置づけ及び会費等に関する規則・賞金等の取り扱いに関する規程・公認審判員認定規程・免税募金・表彰規程・感謝状贈呈に関する規程・加盟団体規程
17	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	(1) 選手選考に関する規程を設け、大会周期や主要大会毎に本協会HPで公表している。 (2) 競技者規程、肖像権に関する規程、賞金等の取扱いに関する規程等で権利を保護している。 (2)-2コンプライアンス委員会規程施行細則第4条で差別やハラスメントの禁止、それに通報窓口を設置して選手の権利を保護する体制はできている。 (3) 選手選考規程(選考基準)の作成者は、全国の高校・大学・社会人・関係理事等から選出した委員で構成する選手強化委員会において合議制で選出している。選手選考の基準や選考結果は理事会の承認事項であり、協会HPや議事録等で各加盟団体に周知している。	選手強化委員会規程・選手強化委員会規程施行細則・競技者規程・肖像権に関する規程・賞金等の取り扱いに関する規程・登録者規程・表彰規程・報奨金支給規程・コンプライアンス委員会規程施行細則
18	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	(1) 審判委員会規程施行細則に選考基準等を規定している。	審判委員会規程・審判委員会規程施行細則
19	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確認するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	(1) 弁護士・公認会計士に相談はいつでもできる体制となっている。 (2) 役員には弁護士資格や法的知識を有する者がいる。	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
20	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	(1) 令和2年12月19日に委員会規程が承認された。それ以前は、コンプライアンスマニュアルの第4項に臨時的に委員会の開催が可能な規定が有り、適宜開催してきた。 (2) 委員会規程の第3条に所掌事項として各種事業の推進と権限を規定している。定期会議を設置し、現状の把握や情報交換を行っている。 (2)-2 委員会には専務理事が含まれており、理事会に意見等を述べる体制は確保している。 (3) 現在女性の委員はいないので、2021年3月の理事会までに対応を検討する。	コンプライアンス委員会規程・「役員・職員倫理規程」
21	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	(1) 委員会に弁護士、公認会計士、学校事務経験者、行政経験者を含めている。	
22	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	(1) 2019年及び2020年の理事会終了後に実施している。	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
23	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	(1) 指導者に対しては、全国大会時にコンプライアンス啓蒙の一環として競技規則の遵守やドーピング違反行為、それに暴力的指導の禁止等の講習を実施している。2020年11月に全国都道府県代表指導者に対して、「グットコーチング」の講習を実施した。さらに、この講習を受けた指導者から各都道府県の指導者に伝達講習を実施した。 (1)-2 選手に対しては、同じく全国大会や研修会等でドーピング禁止等(アウトリーチ)の講習会を実施している。	
24	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	(1) 全国大会の審判会議時にコンプライアンス啓蒙の一環として、審判員の心得としての公正な競技会運営に関する打ち合わせを実施している。2020年10月に1級審判員(国際大会に派遣される審判員も対象となる)に対して講習会を実施した。同年12月の全日本選手権大会時に審判員に対してコンプライアンスに関する講習を実施した。	
25	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	(1) 経理処理については、税理士による毎月の経理状況と検証の指導を受けており、公認会計士には、半期及び決算期に検証と指導を受けている。さらには、法人会計等の業務については、専門家に随時相談できる体制はできている。 (2)法務や規程等の整備に関しては、弁護士にいつでも相談できる体制はできている。	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
26	[原則6] 法務、 会計等の体制を構 築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切 に行い、公正な会計原則を遵守 すること	(1)会計処理規程等に則り、正確に公正な業務処理を行なっている。年度末に収支決算報告書、正味 財産増減計算書総括表、貸借対照表総括表、財産目録等を公表し、主務官庁等に報告している。 (2)弁護士・公認会計士、学校業務経験者など本協会の業務を理解し、十分な見識と能力を有した者 を監事として選任している。 (3)本協会の業務規模から鑑み公認会計士と監事の監査報告書は年度末決算時のみであるが、それ以 外に決済処理の相談などは随時行なっている。主務官庁や補助金支給団体の実地検査等も受けてい る。	
27	[原則6] 法務、 会計等の体制を構 築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関 し、適正な使用のために求めら れる法令、ガイドライン等を遵 守すること	(1)国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守してい る。 (2) JOC・JSPO・スポーツ振興基金、スポーツ振興くじの補助金等は、それぞれの基準に基づき適正に 運用している。年度末には、決算書等を関係機関へ報告しており、直近の5年間は特段の指摘は受け ていない。	事務局規程・会計処理規程・ 財務諸表・コンプライアンス 委員会規程施行細則
28	[原則7] 適切な 情報開示を行うべ きである。	(1) 財務情報等について、法 令に基づく開示を行うこと	(1)事業計画書、事業報告書、貸借対照表、正味財産増減計算書、正味財産増減計算書内訳表、財務 諸表に対する注記、財産目録、監査報告、理事及び監事の名簿、運用組織及び事業活動の概要、総会 の議事録等を協会HPで開示している。また、これらの書類は協会内事務局で随時閲覧が可能であ る。	本協会HP公開【総会資料】

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	(1)選手選考に関する基準や選考結果は、随時協会のHPで公開している。その中には、指導者(監督・コーチ等)も含まれている。	選手強化委員会規程施行細則
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	(1)ガバナンスコードの遵守状況は、2021年2月に公開している。	本協会HP公開
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	(1)本協会は、観客収入を伴う事業や不動産等の保有や取引はなく、比較的少額の取引が主である。契約を要する事案については複数見積書を徴するなど事務局内で公平性を判断して処理している。 (1)-2 役員・職員倫理規程第4条第3項において、「役・職員は、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。」こととしている。 (1)-3コンプライアンス委員会規程施行細則第4条の第5項から第7項に公私混同を戒める事項を規定している。 (2) 利益相反ポリシーに規程の権限を付加し、違反行為が起きないように適切に管理している。	コンプライアンス委員会規程施行細則・「役員・職員倫理規程」・利益相反ポリシー

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	(1)利益相反ポリシーを作成している。	利益相反ポリシー
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	(1)会員なら誰でも利用できる相談窓口を本協会HPに設置している。 (2)コンプライアンス委員会規程第11条、倫理委員会規程第7条に守秘義務を定めている。 (3)協会HPへの通報は開封者を限定し、他に情報が漏れないようにしている。 (4)コンプライアンス委員会規程第12条、コンプライアンス委員会規程施行細則第5条に通報者権利保護として不利益行為を禁止している。 (5)研修会やコンプライアンスマニュアルをとおして通報制度の利用は正当な権利であることは認識している。なお、2020年12月以降から研修会や監督会議等を通してさらなる周知を図る予定である。	本協会HP・コンプライアンス委員会規程・コンプライアンス委員会規程施行細則・倫理委員会規程・「選手・指導者及び審判員向けコンプライアンスマニュアル」
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	(1)通報窓口の開封者は、事務局に常駐している事務局長又は専務理事としている。相談事項を取り扱うコンプライアンス委員会の構成は、弁護士・公認会計士、学識経験者等がメンバーに含まれている。	コンプライアンス委員会規程・「指導者・選手向けコンプライアンスマニュアル」・審判員向けコンプライアンスマニュアル

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	(1)会員(正会員・賛助会員等)の違反行為と処分は定款第9条から11条に、理事・監事の違反行為と処分は同規程第17条に規定している。競技者及び役員等の禁止事項は競技者規程第4条、第5条及びコンプライアンス委員会規程施行細則第4条に、処分については競技者規程第12条及び第13条に規定している。職員の懲罰行為及び懲罰は、服務規程第32条に規定している。役・職員の遵守事項及び違反した場合の対処等は、役員・職員倫理規程第4条及び第6条に規定している。 (2)禁止行為等は、競技者規程、「選手・指導者及び審判員向けのコンプライアンスマニュアル」、コンプライアンス委員会規程施行細則に規定している。今後は、さらに各種講習会等で周知を図る予定である。 (3)聴聞の機会は、競技者規程第5章第13条に、倫理委員会規程第6条に規定している。 (4)処分内容は、競技者規程第5章第13条に規定している。	定款・競技者規程・服務規程・「役員・職員倫理規程」・コンプライアンス委員会規程施行細則・倫理委員会規程
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	(1)処分審査はコンプライアンス委員会が行うことになっており、委員は弁護士や公認会計士等から構成されている。	競技者規程・服務規程・役員・職員倫理規程
37	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	(1)本協会のスポーツ仲裁に関する規程に仲裁申立てができることを規定している。 (2)自動応諾条項の対象事項には、懲罰等の不利益処分に対する不服申立てに限らず、代表選手の選考を含むNFの事業に関係する決定事項まで対象に含んでいる。 (3)本協会からの処分又は選手選考等に関する不服申立ては、通知受理から1ヶ月以内に申立てすることを規定している。	スポーツ仲裁に関する規程・選手強化委員会規程施行細則・加盟団体規程・競技者規程・「選手・指導者向け及び審判員向けのコンプライアンスマニュアル」

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
38	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	(1)スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知している。 (2)処分通知書には、必ず不服申立ての手續に関する事項を含めている。今後は、講習会等でも仲裁機構への申立ては可能であることの説明をする予定である。	「選手・指導者向けコンプライアンスマニュアル」・審判員向けコンプライアンスマニュアル・競技者規程
39	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	(1)危機管理については、会長、副会長、専務理事、事務局長、普及委員長それに事務局が担当することを理事会で決定している。 (2)危機管理マニュアルを策定している。 (3)不祥事対応の流れは、対応フローに入れている。 (4)役員等による公金横領といった重大なコンプライアンス違反時に対して、外部調査委員会を設置するかを協議する過程をフローに入れている。	危機管理マニュアル
40	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	(1)不祥事発生時は、専務理事を中心に危機管理体制を構築し、コンプライアンス委員会の開催、事案によっては倫理委員会等で事実関係を調査し原因の究明にあたる。処分相当の事案の場合は、コンプライアンス委員会を開催し処分内容を協議し理事会に報告する体制はできている。理事会では処分を決定して本人に通知する。再発防止策は専務理事及び事務局長が起案し周知を図る。	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	*過去4年以内に第三者委員会を設置したことはないので、この項は該当しない。。	
42	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	(1) 加盟団体の権限は、加盟団体規程第3章に規定している。 (2) 加盟団体への指導等の指針は、加盟団体規程第2章及び第6章に定めている。 (3) 近年に関しては、各団体から運営や業務執行についての相談はないが、国体時の全国理事長会で本協会の事業内容や地方組織として有益になる情報等を発信している。また、本協会HPでも随時各種情報を発信している。	加盟団体規定・危機管理マニュアル
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	(1) 選手発掘事業、ブロックの合宿支援、競技規則の改正、最新の国際情報、危機管理マニュアル等の情報発信を協会のHPや通知等で知らせている。又、全国指導者研修会、日本スポーツ協会公認の指導員育成講習会、スポーツ指導員競技別講師全国研修会(2021年2月予定)、審判講習会等を実施している(新型コロナウイルス感染で延期又は中止もある)。	危機管理マニュアル